令和5年10月13日 環境創造局環境影響評価課

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に対する 審査書(市長意見)を作成しました

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業は、令和2年1月9日に横浜市環境影響評価条例の手続を開始し、横浜市環境影響評価審査会(会長:奥 真美 東京都立大学都市環境学部教授)において審議を重ねてきました。

この度、環境影響評価準備書に対する審査会の答申を受け、横浜市において環境の保全の見地からの意見を記載した審査書を作成し、事業者に送付しました。また、令和5年10月13日にその旨を公告し、縦覧を開始しましたのでお知らせします。

| 審査書の主な内容

【事業計画について】

- 対象事業実施区域内は、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)が保全対象種の生息環境や地上式調整池を整備するとともに、公園の整備を一時中断して、2027年国際園芸博覧会の会場としても利用されます。これらの<u>関連事業と連</u>携して、環境に配慮した公園を整備し、適切に維持管理を行うよう努めてください。
- 生物多様性の保全に資するため、相沢川及び和泉川周辺だけではなく、草地の環境等も含めた公園全体での生態系ネットワークの考え方を整理し、評価書に記載してください。

【生物多様性について】

● 注目すべき種の生息・生育環境は現況に近い状態に回復すると予測していますが、この区域 は公園の整備に先立ち土地区画整理事業により大幅に土地が改変されます。その前提を踏ま えて、現況からの動植物の具体的な変化を明らかにし、その上で予測評価してください。

【水循環について】

● 公園施設の整備により雨水浸透量が減少するため、樹林や草地の整備に加えてグリーンインフラを導入する計画としていることから、可能な範囲で定量的にグリーンインフラの効果を 算出し、評価書に記載してください。

【触れ合い活動の場について】

● 公園として自然体験や環境学習の要素を確保することは重要であることから、生物多様性を 保全する上で重要な<u>相沢川及び和泉川周辺においても自然との触れ合い活動の機会が確保</u>さ れるよう検討してください。なお、新たな桜の名所づくりを進めるとしていることから、 ガーデン3、4における**桜の植栽に際しては、湿性環境の植生への影響に配慮**してください。



2 事業の概要

対象事業の名称: (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業

対象事業の種類: 運動施設、レクリエーション施設等の建設(都市公園の新設)

事業者:横浜市

対象事業実施区域: 横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町

事業の内容:旧上瀬谷通信施設における土地利用の「公園・防災地区」の一部に敷地面積

約64.5ha の広域公園を整備する

3 これまでの環境影響評価準備書の手続

令和5年3月14日 環境影響評価準備書 提出令和5年3月24日 環境影響評価準備書 公告

(縦覧、意見書の受付 令和5年3月24日~5月8日、意見書21通)

令和5年3月27日 横浜市環境影響評価審査会に諮問(審議回数10回)

令和5年9月25日 横浜市環境影響評価審査会から答申

令和5年10月4日 審査書を作成し、事業者に送付

4 審査書の写しの縦覧

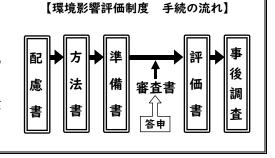
縦覧期間	令和5年10月13日(金)から令和5年11月13日(月)まで
縦覧場所	環境創造局環境影響評価課、旭区役所区政推進課、瀬谷区役所区政推進課

5 今後の予定

事業者は、審査書の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「環境影響評価書」を作成し、横浜市に提出します。横浜市は、提出された評価書を公告、縦覧し、横浜市ホームページでも公開します。事業者は、評価書の公告後に対象事業の実施が可能になります。

環境影響評価制度とは

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。



※これまでの手続状況等は、環境創造局環境アセスメントの **東**ホームページをご覧ください。

(「横浜市 環境アセスメント」で検索)





お問合せ先